軽自動車 OSS の対象手続拡大に関する調査業務委託に係る企画競争の公示

次のとおり、企画提案書等の提出を招請します。

令和6年10月4日

軽自動車検査協会
理事長　清谷　伸吾

1．委託業務概要

(1)業　務　名　　軽自動車 OSS の対象手続拡大に関する調査業務
(2)業務内容　　調達仕様書のとおり
(3)履行期間　　契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日(火)まで
(4)予　算　額　　51,000 千円(本件に要する一切の経費を含む(消費税等も含む))
※上記(1)は、軽自動車検査協会及び地方税共同機構との合同調査であり、上記(4)の予算額は、それぞれの負担額の合算予算額である

2．参加資格

(1)令和4・5・6年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の「A」等級に格付けされている者であること。
(2)予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
(3)会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律 225 号)に基づき会社更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
(4)国土交通省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
(5)次のいずれにも該当しないこと。
① 役員(業務を遂行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人・団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下暴力団員」という。)であると認められるとき。
② 暴力団(暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号について同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③ 役員等が自己、当該法人・団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)東京都近郊に本社、支店等営業の本拠を有する者であること。

(7)自動車保有関係手続、又は軽自動車保有関係手続のシステム設計・開発業務(工程管理等の支援業務を含む。)、若しくは調査業務の実績があること。

(8)「軽自動車 OSS の対象手続拡大に関する調査業務に係る企画競争説明書」及び「軽自動車 OSS の対象手続拡大に関する調査業務調達仕様書」の配付を受けた者であること。

3. 参加資格の確認

本企画競争の参加希望者は、参加資格を有することを証明するため、軽自動車 OSS の対象手続拡大に関する調査業務企画競争説明書等必要書類の配付時に次に掲げる書類を提出して、参加資格の有無について確認を受けること。

(1)提出する書類

・2.(1)の「競争参加資格の審査結果の通知書」の写し

なお、通知書の写しには、余白部に提出年月日を記入し、責任者(担当者)の記名押印をすること。

・2.(6)の事実が確認できる書面(法人登記簿謄本、会社概要(パンフレット等))

・2.(7)の事実が確認できる書面(契約件名、業務内容を記載した一覧表等)

4. 説明書及び仕様書の配付

次のとおり配付するものとする。

(1)配付期間

令和6年10月4日(金)～令和6年10月18日(金)

(上記期間中、土曜日、日曜日、祝日を除く9時00分から17時00分とする。)

※説明書等の配付希望事業者は、事前に(2)の担当部署まで連絡をすること。

(2)配付場所

〒160－0023

東京都新宿区西新宿3－2－11 新宿三井ビル2号館 15 階

軽自動車検査協会 情報システム部システム企画課 担当:永井

TEL：03－5324－6623

５．企画提案書等の提出期限

（1）提出期限

令和6年10月25日（金）までに提出すること。

受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く9時00分から17時00分とする。

（2）提出場所

上記4．（2）と同じ

（3）提出方法

担当部署に持参又は郵送（書留郵便に限る。）又は信書便で提出すること。（提出期限必着）

なお、郵送の場合は、提出期限の17時00分までに必着のこと。

（4）説明会実施について

なし

（5）企画提案に関するプレゼンテーションについて

提案書の内容を理解するため、提案書を使用してのプレゼンテーションを行う。

・日時：参加者に別途連絡する。

・場所：軽自動車検査協会　16 階会議室

６．その他

（1）企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、全て提案者の負担とする。

（2）提出された企画提案書等は、提案者の選定以外には使用しない。

（3）非選定となった企画提案書等は、提案者へ返却する。

（4）企画提案書等に虚偽の記載を行った場合、当該企画書等を無効とする。

（5）提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。

（6）企画提案書等作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用してはならない。

（7）この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。

（8）提案が選定された者は、企画競争実施の結果、唯一最適なものとして選定したものであるが、契約手続の完了までは、協会等との契約関係が生じるものではない。

（9）関連情報を入手するための照会窓口は4．（2）に同じ。その他の詳細は調達仕様書による。